

厚生労働科学研究 障害保健総合研究事業

知的障害者の利用者主体の
地域生活援助サービス推進に関する研究

平成13年度研究報告書

主任研究者 小 林 繁 市

知的障害者の利用者主体の地域生活援助サービス推進に関する研究

目 次

I 総括研究報告	1
はじめに 小林 繁市	1
研究班構成メンバー	2
新障害者プランへの提言	3
 II 分担研究報告	
 1. 全国地域生活援助事業（グループホーム）に関する研究	5
高濱 潔・林 弥生・山田 優	
Ⅰ グループホームについての調査	5
Ⅱ 世話人についての調査	14
Ⅲ 利用者についての調査	18
Ⅳ バックアップ施設についての調査	25
Ⅴ まとめと提言	30
（資料）全国グループホーム実態調査・調査票	35
 2. 施設から地域移行するための自立支援のあり方に関する研究	45
中里 誠	
はじめに	
Ⅰ 入所施設における自立支援の概況	45
Ⅱ 地域生活移行への先進的な取り組みをしている5施設の紹介	46
Ⅲ 地域生活移行に向けての課題と今後の方向性～自立訓練事業の実績を通して～	70
（資料）自活訓練事業と5施設の類似事業一覧表	77
施設から地域移行に向けての自立支援プログラム	78
 3. 個別支援計画作成ガイドラインに関する研究	79
三田優子・林弥生・佐藤和行・佐藤友計・多田宮子・阿部八重 松本隆幸・鶴居進・鎌田裕美・佐野和明	
1 研究の経過	79
2 研究班に協力して話し合ってきたこと	79
3 平成11年度全国入所施設調査結果をみて	81
（資料）新障害者プラン（2003～2012年）への提言	83
「地域生活移行のための個別支援計画作成ガイドライン」（暫定版） ...	85

はじめに

平成8年を初年度として、「ライフステージのすべての段階において全人間的復権をめざすリハビリテーションの理念」と「障害者が障害のないものと同等に生活し、活動する社会をめざすノーマライゼーションの理念」の下に、関係者の大きな期待を担ってスタートした「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」が、まもなく最終年＜平成14度＞を迎えようとしている。

このプランの達成度と評価について、厚生労働省は「施設サービス、在宅サービスとも、数値目標に対しておおむね順調に推移している」という公式見解を発表している。たしかに知的障害者入所更生施設の整備目標1万人は、計画最終年次の平成14年度を待たずに早々に達成し、また知的障害者のグループホームについても、整備目標の10,800人分を超えて、平成14年度予算では、11,436人分が計上されている。

では、こうした施設整備が進んだことによって、プランの目標であった施設入所待機者は解消されたのであろうか。残念ながら数値目標を達成した今でも、全国には約8,000人の待機者がおり、各都道府県からは今なお入所施設の承認申請が続いていると言われている。

このように施設を増やし続けながら、なぜ施設入所待機者は解消されないのでしょうか。私が参加した研究班（主任研究者：渡辺勸持）が平成11・12年度の2年間にわたって行った「知的障害者における入所施設から地域移行に関する研究」によると、施設から地域へと移行できるのは、年間わずか1%にも満たない実態となっている。この数字からみて、一度施設に入所するとほとんどの人は再び施設から出られないことになり、新たな人達が入所するためには、さらに施設を増やし続けていかざるを得ないということになる。このようなメカニズムの中で、いつまでたっても入所待機者がなくなるということではなく、エンドレスの状態の入所施設を増やし続けているのが、今の日本の障害福祉の状況である。

当研究班は、こうした入所施設中心の福祉の流れに終止符をうち、地域支援を障害福祉の主流に転換していくことをねらいとして、平成13・14年度の2年間にわたって継続研究を行う予定であるが、本年はその初年度として、下記の3点について調査研究を実施した。

- A 全国地域生活援助事業（グループホーム）実態調査
- B 施設から地域に移行するための自立支援のあり方について
- C 地域生活移行のための「個別支援計画作成ガイドライン」の作成

本報告書は、これら研究成果についての概要をまとめたものであるが、研究はまだ中途の段階にあり、積み残した分については、次年度さらに深めていきたいと考えている。

最後に、本研究を進めるにあたって真摯に取り組んでくれた研究班メンバー各位ならびに積極的に調査にご協力いただいた日本知的障害者福祉協会を初め、多くの方々に心より御礼申し上げます。

平成13年度 厚生労働科学研究障害保健福祉総合研究事業
「知的障害者の利用者主体の地域生活援助サービス推進に関する研究」

主任研究者 小林 繁市

平成 13 年度 厚生科学研究班（障害保健福祉総合研究事業）
「知的障害者の利用者主体の地域生活援助サービス推進に関する研究」班
構成メンバー

主任研究者 小林 繁市（北海道：伊達市地域生活支援センター）
分担研究者 中里 誠（神奈川：地域生活支援センターしらね）
" 三田 優子（愛知：愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所）
" 林 弥生（徳島：若竹通勤寮）
" 山田 優（愛知：知多地域生活支援センターらいふ）
研究協力者 佐藤 和行（北海道：伊達わかば会）
" 佐藤 友計（福島：ふれんずトトロの会）
" 多田 宮子（東京：さくら会）
" 阿部 八重（ " ）
" 松本 隆幸（大阪：みんなの会）
" 出口 泰史（ " ）
" 鶴居 進（徳島：ともの会）
" 鎌田 裕美（ " ）
" 佐野 和明（徳島：若竹雇用支援センターわーくわく）
" 高濱 潔（愛知：わらび福祉園）

「新障害者プランへの提言」

平成 13 年度厚生労働科学研究

「知的障害者の利用者主体の地域援助サービス推進に関する研究」班

主任研究者 小 林 繁 市

1. 社会福祉基礎構造改革と支援費制度の目指すもの

1) 社会福祉基礎構造改革の理念

「個人が尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるように支える」

2) 社会福祉法人の目的と施設の役割～社会福祉法人定款準則第一条（目的）より～

「(前略)・・・利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会で営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う」

3) 支援費制度のめざすもの～支援費制度事務処理要領より～

「支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、・・・(後略)」

2. 「施設中心型福祉」から「地域支援型福祉」へ

利用契約制度の基本は、徹底して利用者本位でなければならない。ところがこれまでの我が国の障害者福祉は、利用者本人の希望ではなく、周囲の人達の要望に応じて入所施設中心の施策を進めてきた。しかし施設で暮らしている知的障害をもつ人達の多くが、「地域での普通の暮らし」を望んでいることは、これまでの多くの調査の中で明らかになっている。もし以前からこうした本人達の声に耳を傾けて、意志の尊重や自己決定を重視してきたならば、今とは全く違った福祉の様相になっていたであろう。

支援費制度への移行を契機として、この「地域の中で普通に暮らしたい」という本人達の切なる願いに応えるため、教育、福祉、医療、労働、行政等の関係者が一体となって、これまでの「施設中心型福祉」から「地域支援型福祉」へと、大きく流れを変えていく必要があると思われる。

3. これまでの異常とも言える入所施設への依存の背景

1) 地域支援の仕組みが余りにも未成熟なために、養護学校等の卒業後の受け皿として家族の入所施設に対する期待が大きい。

2) 「親が元気なうちは親元で…」と在宅で頑張っている親たちの多くも、自分たちが年をとって支えられなくなった時は、入所施設を利用したいと考えている。

3) 入所施設のリハビリテーション機能が弱いために、一度入所するとほとんどの人達は、再び地域に戻ることができない。このために、新たなニーズに合わせて次々と施設を作らなければならない。

4) こうした状況の中でも、施設に暮らしている多くの人達は、いつかは「施設から出て地域に暮らしたい」と強く望んでいる。

このように、地域生活支援の基盤が余りにも脆弱なために、本人たちの思いとは裏腹に、

入所施設への過剰とも言える依存状態が今も続いている。

4. 支援費制度への移行に伴う施設機能の見直しの視点

- 1) 従来の「就労可能な障害の軽い人は地域、重い人や高齢の人は施設」という考え方ではなく、「障害の重い人も軽い人も、望む人はみな地域の中で暮らす」ということを支援の基本にする。従って、「障害の重い人が多いから」、「高齢者ばかりだから」、「自分の施設には地域への移行対象者はいない」と決めつけて本人たちの願いを無視することは、支援の放棄（ネグレクト）につながる。
- 2) 「指導訓練によって障害が軽くなったら施設から出て地域に自立」という従来の更生理念ではなく、「一人ひとりにあわせて個別支援計画（＝地域移行計画）を作成し、障害の重い人達も含めてありのままの状態での地域移行を進める」という考え方にたって、新たな支援技術の開発を図る。
- 3) 多くの親が「死ぬまで施設の中で子供の面倒を見てほしい」と願っているが、現実的には、今の建物設備でのターミナルケアは困難である。従って「地域の中で一生にわたって支える仕組み」を作りあげていく必要があると思われる。
- 4) こうした考え方を推し進めていくためには、施設の中だけに集中し過ぎているマンパワーを徐々に地域に移し、地域支援の基盤整備を図っていく必要がある。

5. 「障害者基本計画」及び「新障害者プラン」策定にあたり、研究班からの提言

- 1) 平成15年度以降の障害者施策の指針として、「新障害者プラン」が策定されることになっているが、「入所施設に代わって地域生活支援を主流にする」と言うことを、新計画の基本理念として明記する。
- 2) 国は、「地域の偏在化など特別な場合を除いて、新たな入所施設は認めない。しかし改築は認める」という方向を示しているが、これでは入所施設を減らすことはできない。従って欧米のように、入所施設の減について、数値目標を明示する必要がある。
- 3) 今後入所施設の改築にあたっては、必要最低限のみ認めるようにし、可能な限りグループホームや通所施設に移行して、小規模化、地域化、分散化すべきである。
- 4) このための受け皿として、グループホームの大幅な増加（年1,000カ所程度）を図る必要がある。また障害の重い人や高齢の人たちも利用できるように、補助金の増額や所得保障など、制度の拡充を図る必要がある。
- 5) 入所施設を縮小し、グループホームや通所施設に転換する場合は、運営が困難とならないような対策（時限立法？）を講じる必要がある。
- 6) 入所施設の居住人数を一部屋2人以下とし、それを超える既存の施設については、早急に改善するよう行政が指導すべきである。
- 7) このための対策として、入所施設の分園（地域住居）について制度化する。また自活訓練事業の弾力化と大幅な増加を図る。
- 8) 入所施設を作らないことによって浮いた予算を地域支援に移し、短期集中的に地域支援施策の充実を図ることによって、福祉先進国並の水準を高めていく。
- 9) 入所施設に片寄り過ぎている職員を地域生活支援に移転するため、再教育のための研修や技術講習などの充実を図る。
- 10) 今後地域生活支援の充実を図っていくためには、質の高い地域支援スタッフを確保する必要がある。このためホームヘルパーやグループホーム世話人等の賃金労働条件を早急に改善する必要がある。

Ⅱ. 分担研究

1. 全国地域生活援助事業（グループホーム）に関する研究

高濱 潔・林 弥生・山田 優

平成 13 年 8 月 1 日現在で実施した「国制度によるグループホームの実態に関する調査」の結果が集計されましたので、その結果と前回（平成 6 年度(1994)厚生行政科学研究事業による全国実態調査）を比較しながら、支援費制度への移行を目前にしたグループホーム実態像を描いてみたいと思います。

前回調査を実施した平成 6 年度には 640 カ所のグループホームであったのが、今回の調査時点では 2,197 カ所と 3.2 倍に増えています。そのうち 1,646 カ所から回答がありました。回収率は 74.9 %（前回 67.7 %）になります。回答数はそれぞれ次のとおりです。

・グループホーム 1,646 カ所 ・世 話 人 1,946 人 ・利 用 者 6,659 人

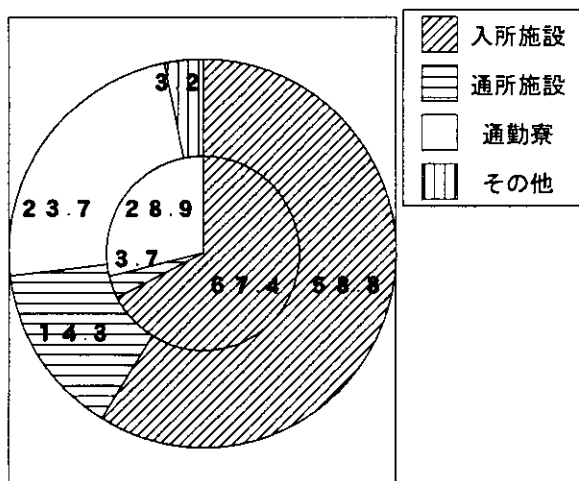
なお、この報告書の数値は単位表示のあるもの以外はすべて“%”です。また、記述を簡素化するため、「児童施設」、「児童通園」、「入所更生」、「通所更生」、「入所授産」、「通所授産」、「通 勤 寮」、「その他等」とします。

I. グループホームについての調査

I 運営内容

1 バックアップ施設

バックアップ施設種別回答グループホーム数



施設種別	対象グループホーム数	左のうち回答数	回収率 %
児童施設	39	33	84.6
児童通園	8	4	50.0
入所更生	852	700	82.2
通所更生	65	30	46.2
入所授産	284	235	82.7
通所授産	395	202	51.1
通 勤 寮	472	390	82.6
その他等	82	52	63.4
合 計	2,197	1,646	74.9

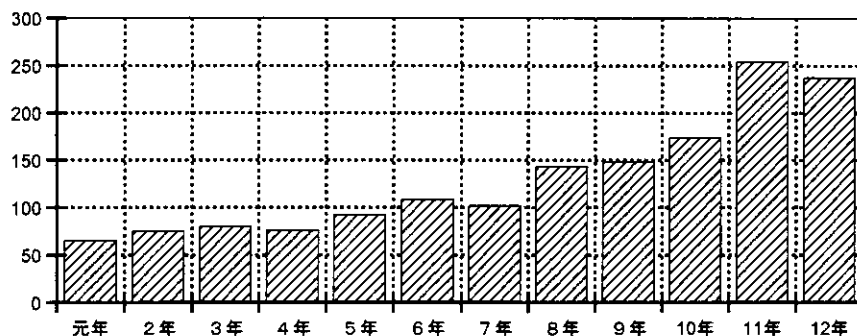
グループホームをバックアップする施設は、当初、入所施設と通 勤 寮に限られていましたが、平成 7 年 10 月にバックアップ施設の要件緩和があり、通所施設もバックアップ施設として認められることになりました。その影響からか通所施設の比率が前回より高くなっています。入所施設から地域生活移行の切り札としてグループホームが注目され、現在もその比率は高いのですが、一方で入所施設を経過せず通所施設を利用しながら、地域生活を続ける人たちが増えてきていることがわかります。なお、右上の表の回収率を見ると入所施設・通 勤 寮が 80 % 台であるのに対して、通所更生 46.2 % 通所授産が 51.1 % にとどまっているので、実際には通所施設の比率がもう少し高くなるものと思われます。

種 別	全施設数	送付バックアップ施設数	%
児童施設	272	20	7.4
児童通園	238	4	1.7
入所更生	1,341	391	29.2
通所更生	362	35	9.7
入所授産	228	112	49.1
通所授産	957	200	20.9
通 勤 寮	125	95	76.0
合計	3,523	873	24.8

左の表はグループホームの設置状況を施設種別で比較したものです。通 勤 寮が一番高く 4 分の 3 が設置しています。入所授産が約半数です。通所授産も 20 % を超えています。いずれも、就労との関係で必要性があることが認識されていることがうかがわれます。これに対して、施設数の多い入所更生が 29.2 % にとどまっています。

まだわずかですが、児童施設・児童通園がバックアップするグループホームもあります。児童施設から入所施設へ移行するのではなく、地域で暮らそうとする新しい流れではないかと思います。

1カ所のバックアップ施設が運営するグループホームの数は、1カ所が45.8%、2カ所が22.8%で平均では1.25カ所になります。一番多いところは23カ所と回答していますが、バックアップ施設のスタッフだけでは限界があるのではないかと思います。



左の図は、グループホームの開設年度別の数です。平成4年度が飛び抜けていますが、大体、右肩上がりが増えていきます。とくに、障害者プランに数値目標が設定された平成7年度以降の伸びが大きくなっています。

2 運営主体の種別

	公 立	社会福祉法人	その他	不明・無回答	
今 回	2.7	94.4	1.5	1.5	
	自 治 体	社会福祉法人	育成会	個 人	その他
前 回	0.8	88.7	2.9	4.2	3.4

運営主体については、前回より育成会・個人が減って社会福祉法人が増えています。公立が2.7%ありますが、実質的な運営は育成会などの民間団体が行っているものと思われます。その他の中には財団法人が7カ所含まれています。どういう性格の財団法人かわかりませんが、今後、多様な運営主体が現れることが予測されます。

3 入居現在員（前回は定員）

	3人以下	4人	5人	6人以上	不明・無回答
今 回	3.7	73.2	15.3	6.8	1.0
前 回	2.3	79.7	9.9	8.0	—

前回と比較して4人が減少しその分5人が増えています。前回は定員で今回は現在員ですから、数値の差だけで比較できませんが、6人以上のところは体験入居者が含まれているように思われます。また、基準に満たない3人以下のところは、現在欠員があるからなののでしょうか。

利用者の性別では、男性64.2%、女性35.7%で、ほぼ2:1の割合となっています。それに比例して男性のみのホームが56%、女性のみのホーム27.8%となっていますが、男女混合のホームも240カ所14.6%あります。

4 重度加算を受けている利用者

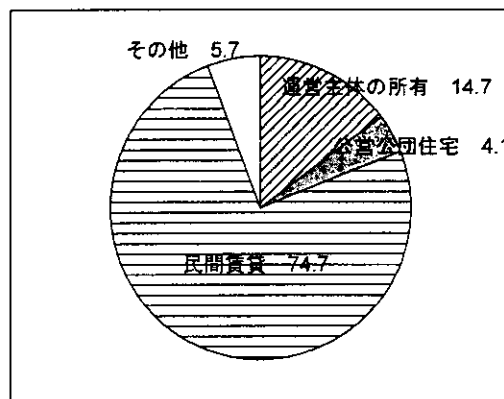
重度加算を受けている人は、回答者6,990人中1,209人で、17.3%になります。男女別では、男性16.8%、女性18.1%でほとんど差が見られません。

5 建物の所有

	運 営 主 体 所有	公営公団 住宅	民間賃 貸	その他	不明・ 無回答
今 回	14.7	4.1	74.7	5.7	0.8
前 回	21.4	3.2	74.2	—	1.2

建物の所有は、前回より運営主体の所有が減って公営公団住宅とその他が増えています。国は公営公団住宅の利用を勧めています、グループホームに適した広さが確保し難いこと、改造が容易でないこと、近くに公営住宅等がないことなどで微増にとどまっています。その他の内容は、次のとおり多様な形態が見られます。

- ①世話人またはその家族の所有 17
- ②法人役員・施設長・施設職員所有 11
- ③公有の建物を借用 9
- ⑤入居者個人または共同所有 7
- ⑦入居者の就業先所有 2



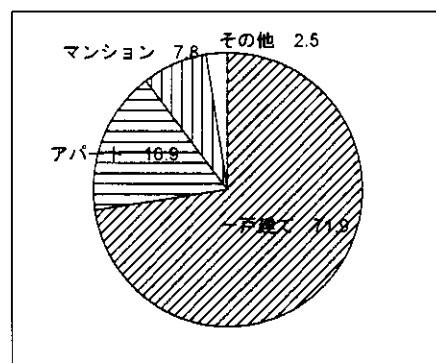
- ④法人が借り上げた建物使用 7
- ⑥保護者・保護者会所有 6

7 建物の構造

	一戸建て	アパート	マンション	その他	無回答
今 回	71.9	16.9	7.8	2.5	1.0
前 回	75.0	19.7	—	3.6	1.7

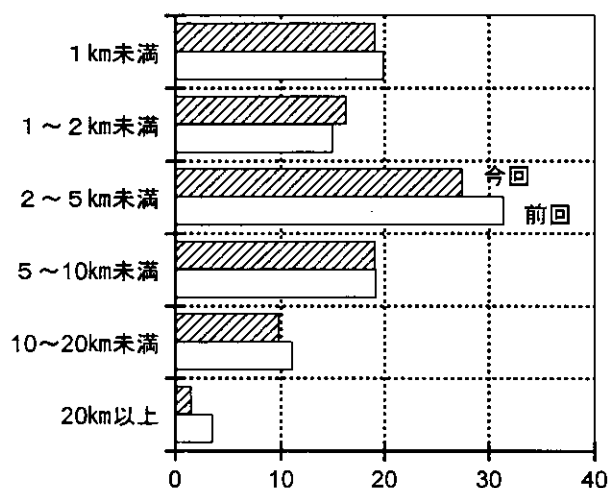
建物の構造では、一戸建て・アパートが減って、前回の調査になかったマンションが増えています。公営住宅やアパートより広くて使いやすいことがあります。家賃も高くなるようです。

その他の中では、1戸建ての2階など一部分の使用が8件、世話人宅と同居も2件ありました。



7 グループホームとバックアップ施設との距離

	1 km未満	1～2 km未満	2～5 km未満	5～10 km未満	10～20 km未満	20 km以上
今回	19.1	16.3	27.4	19.1	9.8	1.5
前回	19.9	15.0	31.4	19.2	11.1	3.5



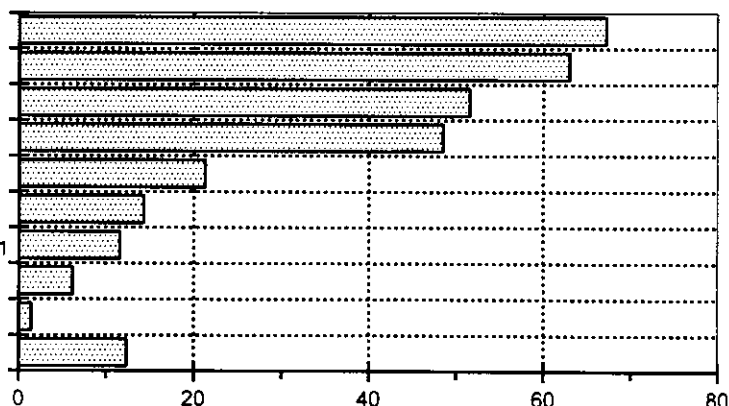
左の図を見るとあまり差がありませんが、前回の5 km未満の計が 66.3 %に対して今回は 62.8 とやや遠くなっています。平均では 4.58 km になりました。

県によっては 1 km 未満であることを条件にしているところもあるようですが、5 km 以上が 30.4 %もあることは、バックアップ施設の周辺に適当な物産が得られないためと思われます。

遠距離の場合ホームの緊急事態への対応に問題が生ずるのではとの考えがあるようです。実際にはホームの近くに住んでいる施設職員が対応するなどの体制がとられているようです。

8 事故防止のための特別な対策

避難はしご・非常灯・消火器の設置	67.9
火災報知器・ガス警報器等の設置	62.8
職員、世話人が近隣に居住する	54.1
ガス、ストーブの管理を世話人がする	47.0
安全性の高い調理器具、家具等の設置	22.1
簡易スプリンクラー等消火設備の設置	13.8
施設、関係者宅との間にインターホン設置	11.1
特別な工夫はしていない	6.0
近隣の住宅との間にインターホン設置	1.5
その他	12.7



主に火災への対応策ですが、ほとんどのホームで何らかの対策を講じているとみてよいでしょう。しかし、特別な工夫をしていないが 6 %あります。建物の構造や利用者の状況にもよりますが、何らかの対策を講じておくべきでしょう。

その他の内訳は、上記の集計と重複するものが多いのですが、世話人同居または宿直による警備 (61) 警備保障会社に委託 (16) 避難訓練・防災講習会の実施 (6) 非常用連絡網 (11) などマンパワーによる対応策が多くのホームでとられています。

グループホーム環境改善事業によって整備が進められた多機能型非常通報装置 (9) 非常通報装置・緊急通報

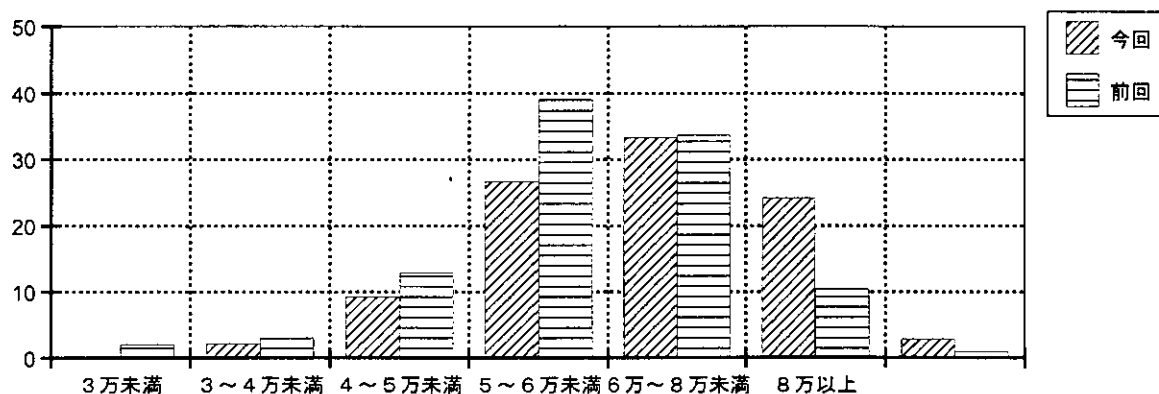
装置 (26) 火災報知器 (8) バックアップ施設直通談話 (4) 携帯電話所有 (3) 簡易熱感知器 (7) などの警報システムも整備されています。

また、火災予防対策として、ガス・灯油などを使わないで電気ヒーターやエアコンを設置する (11) センtralヒーティング設置 (10) するなどしたり、防炎カーテンを使用 (11) しています。事故防止としては、段差解消・手すりの設置等バリアフリー化しているところ (10) もあります。

9 利用者一人当たり月平均負担額

(1) 総 額 (家賃・食費・共益費等)

	3万未満	3～4万未満	4～5万未満	5～6万未満	6万～8万未満	8万以上	平均額
今回	2.1	9.2	26.7	33.3	24.2	2.8	51,715 円
前回	2.3	12.9	39.1	33.7	10.4	0.9	47,436 円



(2) グループホームの家賃月額

	0円	1～3万未満	3～5万未満	5～10万未満	10～15万未満	15万以上	平均額
今回	3.8	8.7	39.4	15.7		11.4	82,229 円
前回	5.5	9.0	29.1	40.9	11.5	3.9	60,482 円

(3) 入居者一人あたり家賃負担額

	0円	5千円未満	0.5-1万未満	1～1.5万未満	1.5万-2万未満	2～3万未満	3万以上	平均額
今回	1.2	1.5	8.2	23.5	20.2	27.5	14.0	18,728 円
前回	6.2	2.1	15.2	34.4	19.9	17.1	5.1	13,662 円

(4) 入居者一人あたり食費負担額

	0円	2万未満	2-2.5万未満	2.5～3万未満	3万-3.5万未満	3.5-4万未満	4万以上	平均額
今回	—	16.5	47.1	7.3	19.3	4.4	2.1	24,046 円
前回	1.8	10.9	24.0	25.9	27.0	3.7	2.5	25,041 円

(5) 入居者一人あたり共益費負担額

	0円	5千円未満	0.5-1万未満	1-1.5万未満	1.5万-2万未満	2-2.5万未満	2.5万以上	平均額
今回	0.2	5.8	27.9	37.2	15.2	4.8	2.2	10,936 円
前回	7.4	7.4	43.6	25.2	11.8	4.4	2.0	8,505 円

入居者一人あたりの負担金月額が、前回より 4,279 円増えて 51,715 円になりました。一人あたりの家賃負担額が月額 18,728 円で、前回より 5,066 円増えています。これは、次の項目に関係しますが、個室化が進められてきたことにより部屋数の多い住宅を確保することで家賃が高くなっているものと思われます。

食費負担額のみが前回より 1,000 円程低くなっています。食費を切りつめて家賃の負担増を補っているということではないと思いますが、約半数が 2～2.5 万円で賄われているようです。

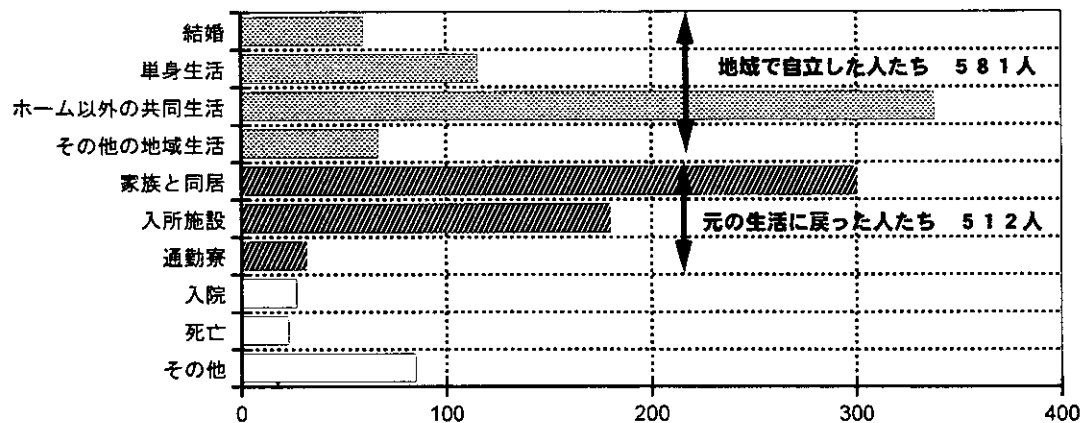
10 居室の広さと人数(欄の左=今回、右=前回、数値は全体に対する%)

	4.5 畳未満		4.5 畳～6 畳未満		6 畳以上		合 計	
個 室	2.39	1.6	33.3	22.5	46.0	43.1	81.7	67.2
2 人部屋	0.01	—	4.4	1.2	13.0	31.2	17.4	32.4
3 人部屋	0.1	—	0.33	—	0.4	0.4	0.8	0.4
計	2.50	1.6	38.0	23.7	59.4	74.7	100.0	100.0

前回より個室が 14.5 % 増えて 80 % を超えました。しかし、わずかですが 6 畳未満の 2 人部屋や 3 人部屋があることが気になります。

グループホームには、住人の居室の他共用のスペース(リビングルーム・食堂・台所・風呂・トイレなど)と世話人の部屋が必要です。住人4人と世話人1人で最低5LDKほしいところですが、公営住宅や民間住宅の多くが最大4LDKですから、一部を2人部屋にするか9畳以上の部屋を2つの個室にするよう改造するなどの工夫が必要となります。

11 退所者の数（1998年～2000年）

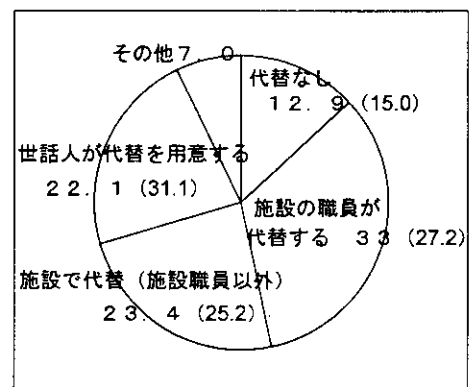


3年間で1,228人の人がグループホームを退所しています。1ホーム平均0.75人で、最も多いところでは22人が退所したと回答がありました。その内訳を見ると、グループホームから、さらに地域で自立した生活をする人と（47.3%）、グループホームでの生活に適応できないことなどから家族のもとや入所施設・通勤寮に戻った人の数（41.7%）がほぼ同じです。やや前者のほうが多いのですが、知的障害者が地域で暮らすことが容易でないことを現していると言えるかもしれません。

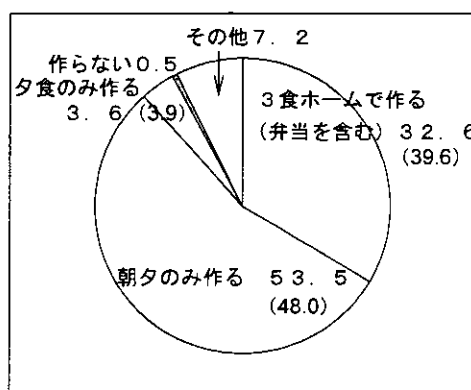
Ⅱ 援助の内容 ※（ ）内は前回の%

1 世話人が休日等の場合の代替

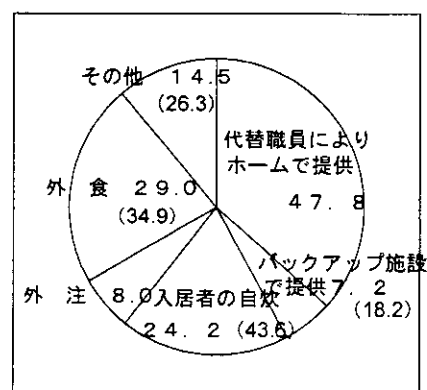
世話人が休日等の場合の代替については、前回より「施設職員が代替する」が増え、「代替なし」「世話人が用意する」が減っています。実際には、世話人の複数配置、複数のホームの世話人と調整する、有償ボランティア導入、生活相談員の応援、シルバー人材センターからの派遣、代替世話人の雇用などさまざまな工夫がされています。重度加算対象者が一人以上いるホームについて抽出して集計しましたが、ほとんど差が見られませんでした。しかし、「代替なし」が13.1%あることは気になります。



2 食事の提供



3 世話人が休みのときの食事

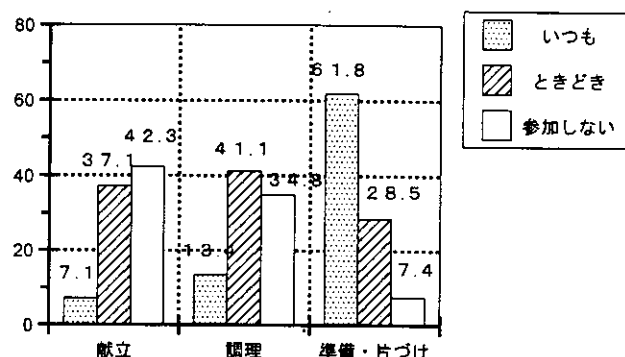


食事の提供では、福祉的就労が増えている分「3食用意」が減り、「朝夕のみ」が増えています。入居者の就労状況等によっていろいろな提供の仕方があるようで、中には、世話人が作らないで委託業者の利用やバックアップ施設で作っているところもあります。

世話人が休みのときの食事提供については、「代替職員」「バックアップ施設」で半数近く、「外注・外食」がそれに次いでいます。重度加算対象者が一人以上いるホームについての集計では、入居者の自炊が7.3%減って、代替職員またはバックアップ施設による提供が9.6%増えています。

4 利用者の食事作り等への参加

利用者が食事の献立づくりに参加している割合は、「いつも」と「ときどき」を合わせても半数に達しません。調理については半数以上が「いつも」または「ときどき」参加しているようです。しかし、準備・片づけには「いつも」61.8%、「ときどき」28.5%、合わせて90.3%の人が参加していて日常生活のリズムに組み込まれていると言ってよいでしょう。



5 正規の利用者以外の目的利用

ショートステイ（緊急一時・レスパイト）が、215（13.1%）、入居希望者に対する体験入居は661（40.2%）です。半数のグループホームで体験入居が行われていることは、その必要性が高いということでしょう。

利用者以外の目的利用を何かしているところは、44.8% 738 ホームあります。ショートステイ・体験入居以外の目的利用では、家族・友人の宿泊、研修生・実習生・見学者の宿泊、帰省できない施設入所者の宿泊、地域交流・教育期間等の実習協力などのほか、下宿人を置いている、単身生活者への食事提供をしているところもあります。これらの目的利用をするためには、必要な部屋があるか他の利用者へのサービスが低下しないかなどの配慮が必要と思われます。

6 バックアップ施設と世話人の業務分担について

※ ■は今回、回答の最も多かったもの、□はその次に多かったもの（2つ以上の項目あり）

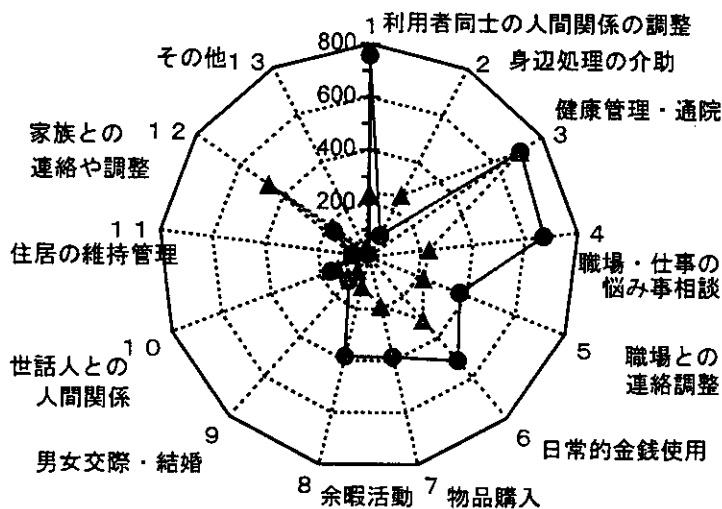
◎は前回、回答の最も多かったもの、○はその次に多かったもの（ 〃 ）

	主に施設が行っている	主に世話人が行っている	その都度分担を協議する	施設のみが行っている	世話人のみが行っている	世話人と利用者で行っている	利用者に任せている
食事の準備～片づけ		○			□ ◎	■	
給食材料の購入・搬送等		□ ○			■ ◎	□	
身辺処理等の介助		◎		○	□	□	■
利用者の衣類等の選択等			□			■	
日常健康管理・発病対応		□ ◎	■ ○				
通院付添・医療機関と連携	□	□ ◎	■ ○				
利用者からの相談対応	□	□	■				
利用者間の人間関係調整	□	□ ○	■ ◎				
利用者のパニック等緊急時対応	□		■				
利用者の金銭管理	□ ○	■ ○	□	◎			
小遣いなどの取扱		○			◎		○
職場との連絡・巡回等	■ ◎	○	□	□ ○			
不就労者への対応	■			□			
日中活動の場への送迎	□			□			■
余暇活動の支援	□	□ ◎	■ ○				
家族との連絡調整	□ ◎	□	■ ○				
ホーム文書事務	■			□			
ホーム会計事務	■ ○			□ ◎			
生活用品等の購入		□ ◎	■		○		○
建物の維持管理	■ ◎		□ ○				
利用者負担金の会計処理	□	□		■			
委託されている財産管理	□			■			
近隣・地域との連絡調整		□ ◎	■		○		
行政機関との連絡	■ ○			□ ◎			

今回の調査で統合された項目や増えた項目がありますが、全体にみて大きな変化はないように思います。

グループホームとバックアップ施設の業務分担は、利用者に直接的な援助業務を世話人が、建物管理・会計・関係機関との連携などをバックアップ施設が担当し、業務によってはその都度協議して行われていると言えます。ホームと施設との距離が短い場合は、連携を頻繁にとれますが、遠く離れている場合は世話人にかかる負担が大きくなるように思われます。

7 バックアップ施設への利用者・家族の援助要請



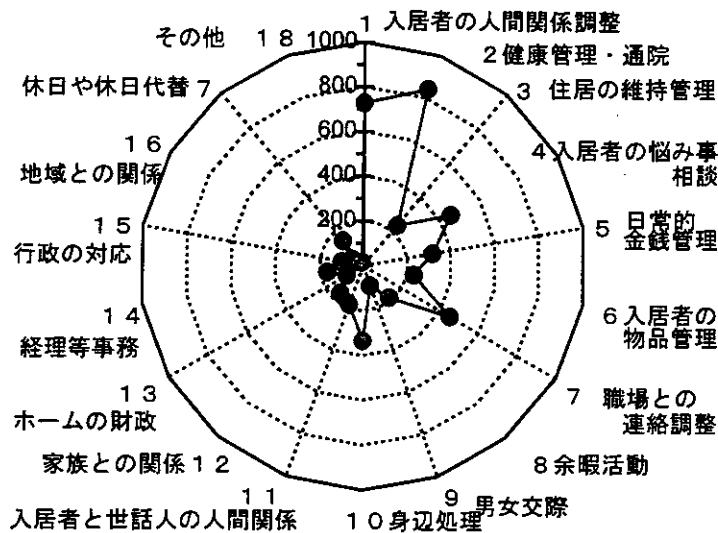
利用者からバックアップ施設に要請される援助内容で最も多いのが「利用者同士の人間関係調整」で48%の人が回答しています。ホーム内で起こった利用者間のトラブルは、多くの場合、世話人の調整で表面的には収まると思われますが、その場では我慢をしても内面的に収まらないため、バックアップ施設職員の調整を求めているのではないかと思います。職場・仕事の悩み事相談も同様に、話を聞いてくれる人をホームの外に求めているようです。

「健康管理・通院」の援助については、利用者・家族とも42～45%と多くの人が援助を要請しています。日常生活で最も気をつけなければならないことなので、家族からの要請が30%ある「家族との連絡や調

整」を行いながら対応すべきでしょう。しかし、入居者の保護者や家族がいない、またはいても連絡が全くない場合もあるので、その対応が難しいことでしょう。

利用者からの要請で「日常的金銭使用」「物品購入」「余暇活動」が25%以上あることは、利用者の暮らしを豊にするための援助を、バックアップ施設が世話人だけに任せないで積極的に取り組むべきことを示唆していると言ってよいでしょう。

8 世話人からバックアップ施設への援助要請



世話人からのバックアップ施設への援助要請では、「健康管理・通院」が51%で最も多くなっています。とくに、利用者の通院に付き添う余裕がホームにはないため、通院する利用者の援助を求めていると見られます。

「利用者の人間関係調整」も43%と高率です。利用者の言い分をじっくり聞く必要があっても、世話人だけでは時間的余裕もなく、利用者の納得のいく調整は難しいからと思われます。

「利用者の悩み事相談」「職場との連絡調整」についても、時間的余裕の乏しさからバックアップ施設に援助要請を望むことになっていると推測されます。

9 バックアップ施設のグループホーム訪問頻度

グループホームと施設間の距離にもよると思いますが、1週間に1度以上訪問している施設が40.9%に対して、月に2～3回、必要に応じて訪問が53.0%となっています。

業務分担で施設の関わりが多いところでは訪問頻度が多くなっていることが推測されますが、必要に応じてということは、バックアップ施設とグループホームの連携が十分に行われていないと、バックアップ機能が発揮されないことになる可能性があります。その結果、相互不信になることもあるようです。

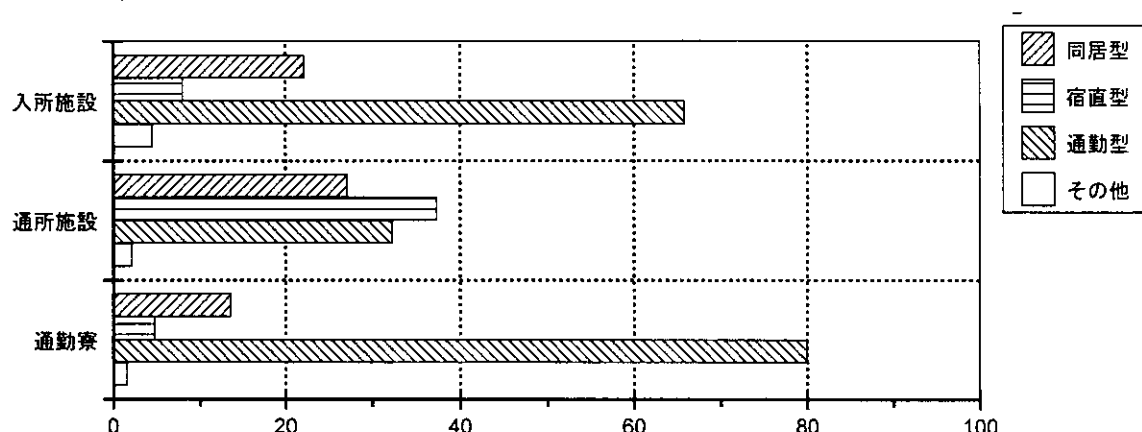
10 世話人の配置状況・ホームの援助形態

	常勤	非常勤	その他	同居	宿直	通勤	その他
今回	56.9	26.3	16.7	20.4	10.9	63.1	4.4
	正規職員	臨時職員	パート職員	業務委託契約	同居	通勤	
前回	13.0	8.9	8.1	61.6	20.3	69.6	

前回に比べて常勤が増えています。ただし、業務委託契約が常勤に含まれているのか、その他なのかはつき

りしませんので、法人等の正規職員による常勤が増えているかどうかは分かりません。非常勤が増えているのも同様のことが言えるかもしれません。

11 ホームの援助形態とバックアップ施設種別



ホームの援助形態については、前項のとおり通勤型が最も多く 63.1 %、同居型 20.4 %、宿直型 10.9 %となっていますが、バックアップ施設が入所施設・通勤寮の場合と通所施設の場合とでは、上の図のように大きくなっています。通所施設の場合、夜間対応に配慮して宿直型が一番多くなっています。同居型と合わせると 64.7 %が、夜間に入居者だけにならないようにしています。

世話人の援助形態とホーム入居者の人数との関係についても集計しましたが、特徴的なことは見られませんでした。

12 通勤型の場合の一日のケア時間

ケア時間	1～4時間未満	4～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～9時間未満	9～12時間未満	12時間以上
%	5.0	21.5	29.5	12.2	20.8	1.0	0.7
施設数	51	223	307	127	216	10	7

それぞれのホームでケアの必要な時間帯に差があると思われますが、全体の 61.9 %が 6～9 時間となっています。朝 2～3 時間、夕方 4～6 時間の配分ではないかと思われます。

13 一週間の宿直回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	合計%
世話人	26	14	19	36	36	15	32	178 (53.5)
バックアップ職員	35	13	2	1	2	4	6	63 (18.9)
アルバイト・パート職員	13	24	7	6	5	6	3	64 (19.2)
ボランティア	4	4	0	1	0	1	0	10 (3.0)
その他	8	5	1	0	2	0	2	18 (5.4)
計	86	60	29	44	45	26	43	333

半数以上は世話人が宿直に入っています。そのうち 47 %が 5 回以上しなっていて同居型と変わらない勤務の人もあります。世話人以外では、バックアップ職員やパート職員が多いのですが、バックアップ職員で週 5 日以上宿直についてる人が 12 人います。

Ⅱ. 世話人についての調査

1 性別・雇用・契約形態

(人)

	正規職員	臨時職員	パート職員	業務委託契約	無回答	計	%
男 性	62	31	25	69	1	188	9.7
女 性	222	241	308	953	17	1,741	89.5
無回答	1	2	0	1	13	17	0.9
計	285	274	333	1,023	31	1,946	100
%	14.6	14.1	17.1	52.6	1.6	100	
前 回	67	46	42	318	43	516	
%	13.0	8.9	8.1	61.6	8.3	100	

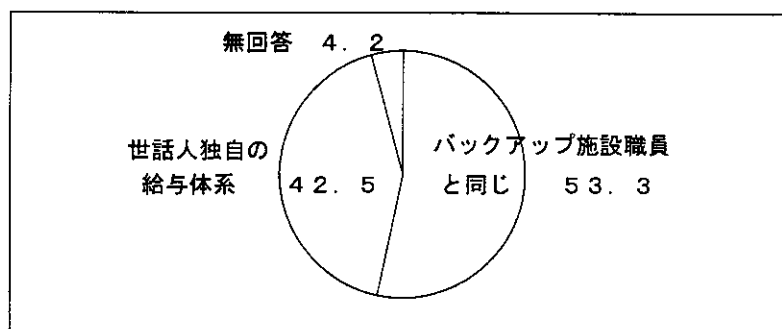
男女比では、前回の男性 6 %、女性 91 %に比べて、わずかに男性が増えています。女性が多いのは家事労働が多いことからと思われますが、利用者の男女比率では男性 64 %女性 36 %となっていますから、重度の人が増えていけば同性介護のため、男性の世話人が増えていくことが予想されます。

雇用・契約形態では、前回に比べ業務委託契約の比率が減り、臨時職員・パート職員の比率が高くなっています。しかし、全体の半数以上 52.6 %が業務委託契約であることは、業務委託のあり方を検討しなければ雇用条件の改善が難しいことを物語っています。臨時職員・パート職員の増加は、前回になかった重度加算により、介助が必要な時間帯にこれらの職員等が入っていることによるものと思われます。

2 正規職員である場合の給与体系

法人の正規職員の給与がバックアップ施設職員と同じ給与体系のところは過半数ありますが、補助金の額が低いことから、勤務時間を短縮するなどによる独自の給与体系をとっているところも半数近くあります。

実態は、月 10 万円以下の人が 23 %もあることで、施設職員より低い給与の人が多いようです。

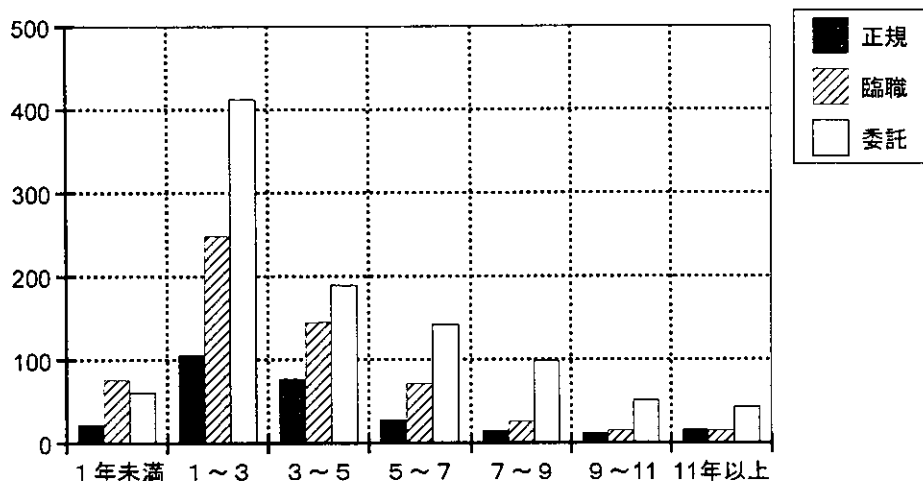


3 年 齢

	20才未満	20-29才	30-39才	40-49才	50-59才	60-69才	70才以上	平均年齢
今 回	0.1	7.3	8.7	17.0	35.4	26.1	4.0	52.2 才
前 回	0.6	3.5	10.1	25.4	22.7	22.7	4.4	49.7 才

年齢別では、前回より 20 才代・60 才代がやや増えたのと 50 才代が大きく増えています。前回の平均年齢は 49.7 才でしたが、それより少し高くなっています。年齢の高い人たちは業務委託契約の場合に多く、施設職員・教員を定年退職後にグループホームへ再就職していることが推測されます。20 才代が増えているのは、若い人たちが最初の職場としてグループホームを選ぶようになってきたのではないかと思います。

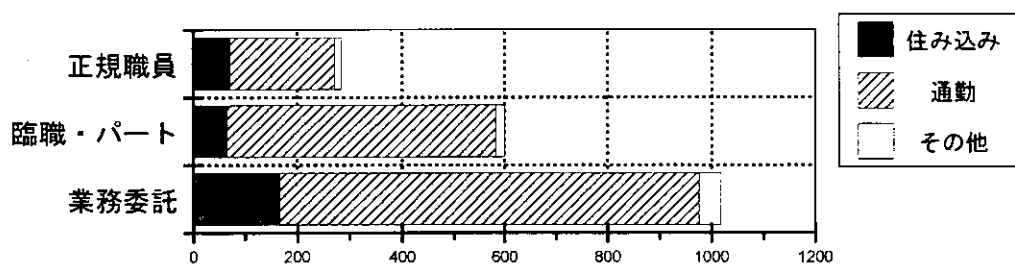
4 勤務年数



すべての雇用形態で1年～3年未満が最も多くなっています。とくに、業務委託が実数の多いこともありますが、約40％がここに集中しています。

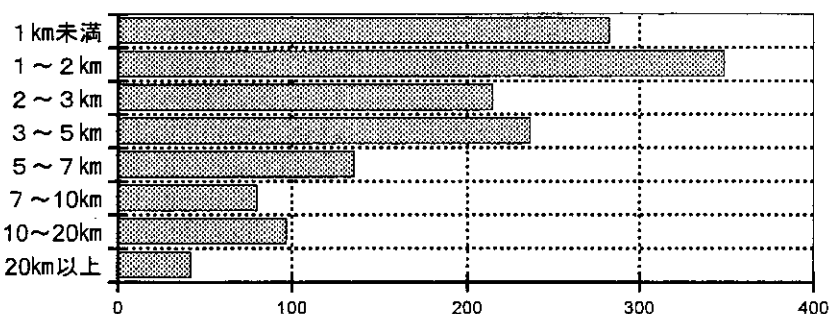
ここ数年のうちに開設したホームが多いことも勤続年数の短さに影響しているようです。平均勤続年数は3.7年となっています。

5 住み込み・通勤の別



通勤型の世話人が前回より10％ほど増えて79％になっています。ホームに使用している建物の構造により同居型が難しくなっているのかもしれませんが、利用者が重度の障害をもっている場合は、通勤型であっても宿直により夜間対応しているところが多いようです。

6 通勤である場合の通勤距離



徒歩で30分以内の2 km未満で41％、1時間以内4 km未満で64.6％になり、何かあっても車なら10分程度で駆けつけることができる人が多いようです。平均の距離は3.4 kmです。

一方、10 km以上が9％あるのは、適任者が近くで得られないことからと思われます。最高は36 kmでした。

このような場合、ホームの近くに住んでいるバックアップ施設職員などが対応しているようです。

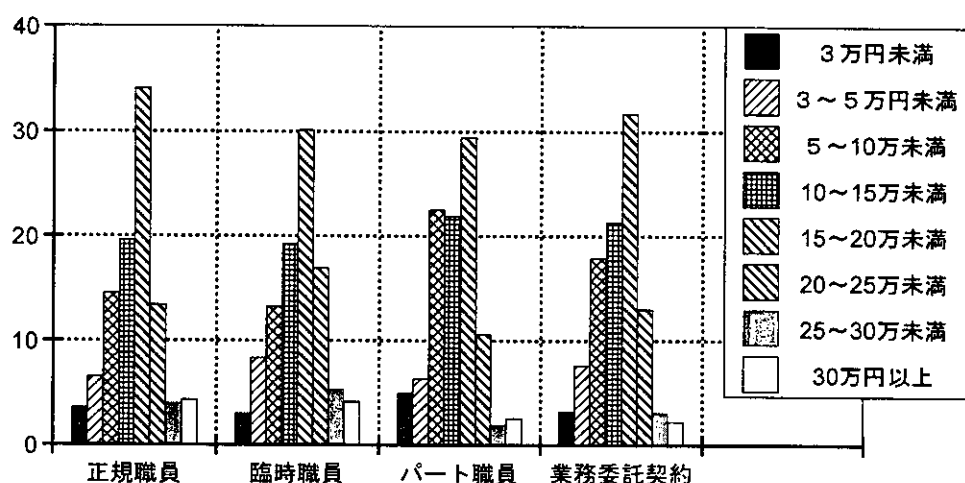
7 宿直勤務について

宿直勤務の有無		宿直勤務がある場合の回数（月当たり）					
なし	あり	4回	8回	11～14回	15～19回	20回以上	その他
77.3	18.8	10.4	10.4	9.9	11.0	28.8	29.5

前章の12項と重複しますが、住み込みが15.6％、通勤が79.2％という勤務形態からみて、宿直勤務がもっと多くあると思われましたが、約19％にとどまっています。通勤距離の遠い場合又は重度の利用者がいる場合ではないかと思われます。その中で、ほとんど住み込みに近い状態の20回以上が約29％ありました。

8 雇用形態別給与・委託料(平均月額：欄の左側＝今回、右側＝前回)

	正規職員		臨時職員		パート職員		業務委託契約	
3万円未満	3.6		3.0		5.0	9.5	3.2	5.0
3～5万円未満	6.5		8.3		6.3	14.3	7.6	4.4
5～10万円未満	14.5		13.2	2.2	22.5	66.7	17.9	21.4
10～15万円未満	19.6	22.4	19.2	50.0	21.9	2.4	21.3	22.7
15～20万円未満	34.1	40.3	30.1	47.8	29.4	4.8	31.7	34.0
20～25万円未満	13.4	20.9	16.9		10.6	2.4	13.0	9.4
25～30万円未満	4.0		5.3		1.9		3.1	
30万円以上	4.3		4.1		2.5		2.2	
平均額(円)		191,000		141,000		70,000		142,000



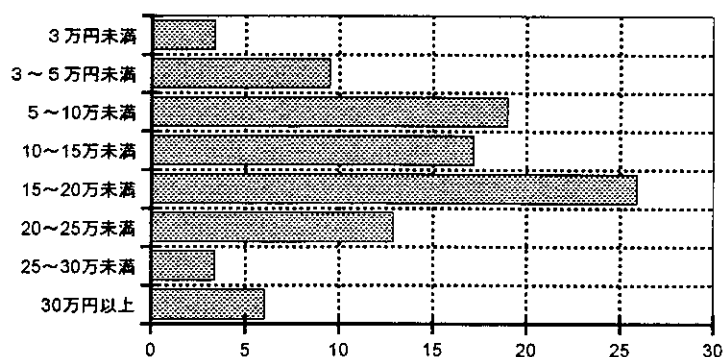
前回に比べて、正規職員の金額の幅が広がっています。10万円未満の金額があるということは独自の給与体系によるものでしょう。臨時職員・パート職員については20万円以上が増えています。重度者対応で正規職員並みの勤務条件となっていると思われます。業務委託については大きな変化がみられません。

前は雇用形態別の平均額が出ていましたが、今回は上の図に見られるように大きな差がないので、全体の平均額149,000円を算出しました。前は141,800円でしたから、7,200円増額したことになります。

8-1 勤続10年以上の給与・委託料平均月額

施設職員の場合、勤続年数が長くなれば給与も高くなるのが普通ですが、世話人の場合、正規職員であってもその傾向は一部にしか見られません。業務委託を含めて、右の図のように10年以上勤務していても15～20万円をピークに低い方に山があります。

これは、施設職員の給与が措置費等で保障されてきたのに対して、グループホームの補助金が、年にほんのわずかしかな増額されてこなかったことによるものと思われます。



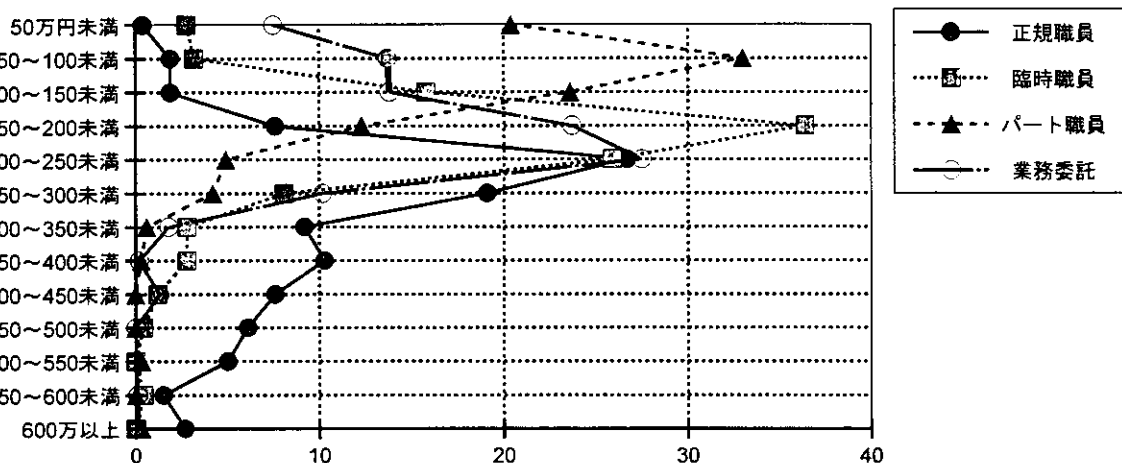
8-2 雇用形態別給与・委託料（年額）

	正規職員	臨時職員	パート職員	業務委託
50万円未満	0.4	2.8	20.4	7.5
50～100万未満	1.9	3.2	33.0	13.7
100～150万未満	1.9	15.8	23.6	13.8
150～200万未満	7.6	36.4	12.3	23.7
200～250万未満	26.7	25.9	4.9	27.5
250～300万未満	19.1	8.1	4.2	10.2
300～350万未満	9.2	2.8	0.6	1.8
350～400万未満	10.3	2.8	0.3	0.2
400～450万未満	7.6	1.2	0.0	1.3
450～500万未満	6.1	0.4	0.0	0.0
500～550万未満	5.0	0.0	0.3	0.0
550～600万未満	1.5	0.4	0.0	0.1
600万以上	2.7	0.0	0.3	0.1

世話人の給与・委託料を年額で見ると左の表・下の図のように雇用形態によってピークの金額がパート職員→臨時職員→正規職員・業務委託の順で高くなっています。

業務委託は、200～250万未満から急に少なくなっていますが、正規職員の場合は施設職員の給与体系に準じた給料表の適用を受けている人がいることを表しています。

全体の平均年額は、206.8万円です。



9 勤務8時間の定めの有無・定めのある場合の勤務時間 ※=今回は8～9時間、9時間以上

	あり	なし	4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満	※8時間	※8時間以上
今回	69.1	27.3	5.3	15.4	38.1	34.6	1.3
前回	57.4	35.9	7.4	26.7	35.1	27.7	3.0

世話人の勤務時間は、利用者の援助内容・程度によって異なってくるので、一律に定めることは困難です。

就業規則で定める場合は、1日8時間・1週40時間を超える規定を設けることはできません。今回の調査では8～9時間という時間幅を設定しましたので、8時間を超える実態が把握できませんが、前回より定めのあるところが増えているので、大半のところは労基法の定める範囲内にあると思われます。

勤務時間の定めのないところで、業務委託が42%であることはある程度理解できますが、正規職員で13%、臨時・パート職員で10%について定めがないということには、なぜだろうという疑問を持ちます。

10 休日・休暇の定めの有無

	正規職員	臨時職員	パート職員	業務委託	今回全体	前回全体
定めあり	91.6	88.7	69.4	66.7	73.2	73.1
定めなし	5.6	8.8	27.0	31.0	23.3	20.0

休日・休暇の定めの有無については前回とほぼ同じです。勤務時間の定めなしよりは休日・休暇の定めなしのほうが少し下回っています。それでも4人に1人は休日・休暇の定めがないことになります。

11 休日・休暇の定めのある場合の日数（上段＝有給休暇、下段＝年末年始・夏期休暇等）

	なし	1～5日	6～10日	11日～15日	16日～20日	20日以上
今回	12.6	3.2	19.0	31.5	12.1	4.6
	14.3	8.2	28.8	16.2	3.1	2.5
前回	40.0	0.8	14.3	39.8	4.8	
	49.6	0.3	5.7	31.1	6.9	

有給休暇や年末年始・夏期休暇等なしが前回より大幅に減っています。日数については、有給休暇で10日以下が22.2%あるのが気になります。また、不明・無回答が有給休暇で17%、年末年始・夏期休暇で27%もあることは実態を見えにくくしています。

12 賞与・手当・保険等がある場合 ※雇用保険のみ加入

	賞与	期末手当	時間外手当	通勤手当	雇用保険	社会保険	労災保険	厚生年金	退職金制度
今回	37.1	15.6	22.6	28.4	32.8	35.0	38.3	30.4	25.0
前回	—	—	—	—	※1.6		29.7		—

前回の調査項目が少なかったので比較が難しいのですが、社会保険等の加入率については高くなっていると思われます。給与規程の適用を受けている場合は期末手当、それ以外の人は賞与という形で夏期と年末に支給されているものと思いますが、いずれも支給されていない人が多いようです。

社会保険等の加入についても同様で、正規職員・臨時職員についてはほとんどの人が加入しているのに対して、業務委託については低率となっています。

13 過去1年間に研修に参加した日数（施設内研修は除く）

日数	なし	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上
%	28.7	12.7	21.1	9.0	5.2	2.8	3.9

世話人を対象とする研修の機会については地域格差が大きく、年に数回研修の機会を設けているところもあれば、地域に研修の機会がなく年1回の全国研修会に参加することも困難であるというところもあります。研修参加のための交代要員がいない、予算が少なくて出張旅費がない、バックアップ施設職員の研修日数とのバランスや運営主体の理解が乏しいなどによるものと思われます。

14 取得している資格（延べ人数・「計」の％は実数についてのもので合計は100％にならない）

	正規職員	臨時職員	パート職員	業務委託	計（％）
看護師・保健婦	3人	0人	3人	19人	1.3
保育士・幼稚園教諭	42	23	45	82	9.9
小・中・高校教諭	22	6	16	29	3.8
介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主事	57	26	19	45	7.6
ホームヘルパー	36	45	40	129	12.9
その他	29	25	17	86	8.2
特になし	105	138	178	565	51.1

特に資格を持たない人が過半数を占めています。取得している資格の中ではホームヘルパー（1・2級）が最も多く、保育士・幼稚園教諭、介護福祉士・社会福祉士・社会福祉主事などが次いでいます。これらは、世話人になる前の職務に関係のあるものと思われます。世話人の業務に直接関係するものとしてはホームヘルパー資格が考えられますが、介護福祉士等福祉関係の資格も入居者の自立支援に役立つものと思います。

Ⅲ. 利用者についての調査

1 利用者の性別・年齢

	男	女	20才未満	20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70才代	80才以上
今回	63.5	36.3	0.7	24.2	28.5	23.2	17.1	5.0	0.5	0.08
前回	65.5	31.2	0.8	26.1	32.7	25.8	9.1	1.6	—	—

男女の比率では女性がやや増えました。年齢別では下図のように前回より高齢化が進んでいます。50才代の多いことが目につきますが、例えば、入所施設から移行した50才代の人の24%が施設に20年以上在籍していたということから、長期間施設で暮らして高齢化してからホームに移行していることが窺われます。

平均年齢は39.4才です。図で見るように50才代が前回より大きく増えていることが目立ちます。